

画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務 質疑回答一覧

No.	資料名	頁	質問事項	回答
1	仕様書	3	第2章 第18条（要旨）にて、「発注者の使用する固定資産評価支援システムにおけるファイリングシステムのデータベースの構築を行うものであり、」とありますが、場合によっては固定資産評価支援システム納入業者と協議が必要となる可能性もあると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで問題ありません。 原則は仕様書に基づき、各業務詳細を発注者（吹田市）と受注者との協議の上決定していくものですが、画像データベースの構成や各項目の表記方法、その他詳細について固定資産評価支援システムとの関係で必要が生じた場合には、納入業者と協議が必要となる可能性もあると想定しています。
2	仕様書	2	第11条（2） ・電子化対象の原稿受け取りやスキャニングデータの納品は、いずれも一括で実施してもいいでしょうか。	第11条（4）についての質疑と判断して回答します。 納税者対応や窓口業務の関係から、資料（原稿）の受け渡し及び返却は画地計算調書、登記申請書類とも複数回を想定しております。 また、貸与中の資料について発注者にて必要が生じた場合には上記の回数とは関係なく、速やかに翌営業日を目途に一時返却していただき、その後再貸与となる場合もあると想定しています。 またスキャニングデータや画像データベース等は複数回に分けて検品用に納品いただき、全ての検品後に最終成果品を一括で納品いただくことを想定しています。
3	仕様書	3	第16条（6） ・突合検査について、検査の目的や内容などの詳細を教えてください。	第20条（6）についての質疑と判断して回答します。 突合検査について、各作業の漏れやミスがないかの点検を目的とします。 例えばスキャニング作業においては、対象資料全てが確実にスキャンできているかの確認やスキャニング画像に不鮮明なものが無いか等、また画像データベース作成作業においては、画像の内容に対応したデータベース項目（地番等）の入力がなされているか、また画像の内容に対応したデータベースレコード数（行数）となっているか等の点検をしていただくことを想定しています。
4	仕様書	3	（業務範囲及び数量） 第19条 ・画地計算調書、登記申請書類のそれぞれの対象年度を教えてください。	画地計算調書は平成29年度から令和4年度課税分まで、登記申請書類は大正中期から令和3年12月異動分までを想定しています。

画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務 質疑回答一覧

No.	資料名	頁	質問事項	回答
5	仕様書	4	第24条 (4),(5) ・ スキャニングデータの色調は、カラーでよいでしょうか。 (カラー、グレースケール、モノクロ二値の対応が可能)	画地計算調書はカラーでのスキャニング、登記申請書類はモノクロでのスキャニングを想定しています。 ただし、定めた色調においてスキャンした結果、不明瞭であると判断した資料が出た場合は協議の上、該当する資料について色調の変更を想定しています。例えば、登記申請書類は古い紙書類では和紙に類するような紙書類も多数含まれるため、紙の損耗状態や印字状態によっては色調の変更対象となる可能性があります。
6	仕様書	5	第26条 ・ 本業務において、打ち合わせはどのように実施しますでしょうか。(対面、web会議など)	対面での打ち合わせを想定しています。
7	仕様書	5	第27条 (5) ・ データ作成要領について、作成すべき成果物の詳細をご教示ください。	各作業の手順等について、ご提示いただくことを想定しています。 例えば、スキャニング作業においては手置きスキャンとする対象の資料の選定方法や仕分けた資料それぞれのスキャン方法、仕分けた資料の復元のための統合方法等の作業詳細や作業手順等をご提示いただきたいと想定しています。 詳細は業務を行う上で決定する予定です。
8	仕様書	3,4	第20条 画地計算調書と登記申請書類の合計枚数＝データベース作成件数となっておりますが、一方登記書類と添付図面でマルチTIFFにまとめるとの記載もございます。 記載上1ファイル1件として作成すると思いますが、データベース作成件数が234,000件より減ると認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、画地計算調書も合わせたデータベースの作成件数が234,000件よりも減る場合も想定されます。 ただし、データベース作成件数はあくまで概算の数量となります。登記申請書類については、紙数量は全体で約200,000枚と算定していますが、登記申請書とその添付図面をまとめて1件1ファイルとした際の合計件数は把握できておりません。 データベース作成件数と、データベース上の作成レコード数(行数)とは異なるものであると想定しています。 データベースの作成については、スキャンデータ1件に関連する全ての地番の数分のレコード作成を想定しています。 異動区分が「分筆」で複数の地番に分かれた場合、関連する全ての地番から同一の画像を検索できる必要があるため、その異動1件に関連する分筆後の全ての地番の数のレコード作成が必要となります。 また画地計算調書についても同様に、1枚の画地計算調書に複数の地番が記載されている場合、スキャンデータ1件に対して記載の地番数分のレコード作成が必要であると想定しています。 上記より、データベース作成件数≠データベース作成レコード数(行数)と考えています。

画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務 質疑回答一覧

No.	資料名	頁	質問事項	回答
9	仕様書	4	登記書類は、保管期間の長い資料も含まれるため、破損等のないようスキニングを行うものとする。と記載がございますが、手置きスキンの対象となるような劣化資料は全体の割合ではどのくらいになりますでしょうか。	登記申請書類の簿冊数も多く、全ての紙資料について手置きスキンの対象を判断し、数量の確定はできかねますが、サンプルとして、登記申請書類の簿冊のうち一冊を確認したところ、全353枚中手置きが必要と想定される書類は128枚でした。 保管している登記申請書類について、古いものでは大正時代のものから蓄積しています。そのため、紙質は現在使用されている上質紙以外に、和紙に類するような古い紙質の書類が多数あり、厚みも上質紙と比べ非常に薄く、台紙に張り合わせているような書類もあるため、それらの書類は手置きスキンの対象になるものと想定しています。 またデータベース作成においても、紙の損耗状態や印字状態によってはOCRによる文字の自動読み取り機能が馴染まないものもあると想定しています。
10	仕様書	3	(3) その他・・・・・・一部裏面に糊付け資料あり（重ね張り含む） と記載がございますが、スキャン方法としては ①剥がして別途用紙に貼り直しすべての情報をスキャンする。 ②剥がさず折り返しを行い全ての表裏の情報をスキャンする。 ③最上面のみのスキャンをする。 いずれになりますでしょうか。	②剥がさず折り返しを行い全ての表裏の情報をスキャンする。 を想定しています。
11			積算にあたり事前に原本を拝見したくと思いますが可能でしょうか。	可能です。 見本を用意しますので、吹田市税務部資産税課に直接御来庁いただきましたら、対応いたします。 ただし、質疑受付期間後となるため、対応は見本の提示のみとさせていただきます、業務内容や入札に関する質疑は受付いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。 なお、対応期間は令和5年6月16日（金）の正午までとします（対応は平日午前9時から午後5時までとし、正午から午後0時45分を除きます）。